

未利用口座管理手数料規定

令和3年4月現在

1. (本規定の適用)

この規定は令和3年4月1日以降に開設された、普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後の預入れ、または払戻し（当該口座の利息の元本組入れ、および本手数料の引落しを除く）から2年以上、一度も取引がない普通預金口座および貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失等により利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します。なお、この通知が延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発信してから、引続きお取引がなかった場合、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。なお、預金者の口座が引続き未利用口座である場合、翌年以降も同様の方法により所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
- (4) 第2項にかかわらず次の場合は、未利用口座管理手数料はかからないものとします。
 - ①未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ②未利用口座の取引店と同一取引店で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、国債、生命保険等の取引がある場合
 - ③未利用口座の取引店と同一取引店で、融資取引がある場合
 - ④その他当金庫が定める所定の場合
- (5) 未利用口座管理手数料の引落しは、「定期性総合口座、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」第7条第2項および第8条第4項の預金口座の利用には含まれないものとします。

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の残高が未利用口座手数料の金額に満たない場合等、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく解約するものとします。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高を超える支払義務は負わないものとします。
- (2) 解約後の口座の再利用はできません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

引落し済の未利用口座管理手数料については、返却いたしません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上